

## 共同研究等の在り方に関する検討委員会設置要項

### (設置)

第1条 大阪大学(以下「本学」という。)に、今後の企業との研究の在り方について検討し、健全な共同研究推進に向けた対策を審議するために、共同研究等の在り方に関する検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

### (検討事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について検討する。

- (1) 本学の企業との研究の在り方について
- (2) コンプライアンス遵守の徹底について
- (3) その他企業との研究に関わる事項について

### (組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 総長が指名する理事
- (2) 総長が指名する産学連携室員
- (3) 総長が指名する産学連携本部教授
- (4) 工学研究科長
- (5) 総務部長
- (6) 財務部長
- (7) 研究推進・産学連携部長
- (8) 企画部長
- (9) 監査室長
- (10) その他総長が特に必要と認めた者

### (委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、総長が指名する理事をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に支障のあるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

### (事務)

第5条 委員会に関する事務は、産学連携課で行う。

### (雑則)

第6条 この要項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

### 附 則

この要項は、平成28年11月22日から施行する。